

事業計画認定申請書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
名 称
代表者の氏名

大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第3条第1項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、同条例第3条第5項各号のいずれにも該当しないことを申し立てます。

1 法人の概要

本店所在地	
法人の設立年月日	年 月 日
法人の事業年度の期間	月 日～ 月 日

2 資産運用業等を営み、又は営もうとする大阪市の区域内の事務所等の概要

所在地	
設置年月日	年 月 日

3 法人の区分

 条例第2条第2号イに該当する法人 条例第2条第2号ロに該当する法人

4 事業計画

資産運用業等の区分	<input type="checkbox"/> 条例第2条第3号イからニまでに掲げる事業 <input type="checkbox"/> 条例第2条第3号ホに掲げる事業
事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業の内容	別紙のとおり
条例第3条第4項第1号に掲げる要件に適合する具体的な理由	
雇用、収支等に関する計画	別紙のとおり

事業計画認定書

第 号
年 月 日

様

大阪府知事

印

年 月 日付で申請のあった事業計画については、次のとおり認定します。

事業の概要	
事業の実施場所	
事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日
条例第3条第4項第1号に掲げる要件に適合する具体的な理由	

※ 法人の事業年度の期間 月 日～ 月 日

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

事業計画変更認定申請書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
名 称
代表者の氏名

大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第4条第1項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 変更予定年月日 年 月 日

2 変更事項・内容・理由

変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

3 事業計画認定年月日・番号 年 月 日・

認定事業開始届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
名 称
代表者の氏名

大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始年月日 年 月 日
- 2 事業計画認定年月日・番号 年 月 日・
- 3 事業計画変更認定年月日・番号 年 月 日・
- 4 事業開始日の変更がある場合（当該変更後の日が認定事業の開始の日の予定の日の前後各30日以内のものに限る。）は、開始年月日とその理由を記載してください。

開始年月日	変更前	年	月	日
	変更後	年	月	日
理由				

認定事業実績報告書兼認定事業割合計算書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
名 称
代表者の氏名

大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。

なお、大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第3条第5項第1号、第2号及び第4号のいずれにも該当しないことを申し立てます。

1 実績報告の対象期間 年 月 日～ 年 月 日

2 事業の実施状況等

事業の実施状況	別紙のとおり
実績報告の対象期間中に軽減を受けた地方税の税目と金額	別紙のとおり

3 事業計画に関する事項

事業計画認定年月日・番号	年 月 日・
事業計画変更認定年月日・番号	年 月 日・
事業開始確認年月日・番号	年 月 日・

4 認定事業の割合に関する事項

当該事業年度の従業者数	府内従業者数	人 (a)
	認定事業従業者数	人 (b)

認定事業の割合 (b) / (a)	/
-------------------	---

認定事業実績認定書

第 号
年 月 日

様

大阪府知事

印

年 月 日付けで報告のあった認定事業の実績について、大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第6条第1項の規定により、認定します。

1 課税の特例の対象となる事業年度の開始の日 年 月 日

2 実績報告の対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3 事業計画に関する事項

事業計画認定年月日・番号	年 月 日・
事業計画変更認定年月日・番号	年 月 日・
事業開始確認年月日・番号	年 月 日・

認定事業割合決定書

第 号
年 月 日

様

大阪府知事

印

大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第6条第2項の規定により、認定事業割合について、次のとおり決定します。

1 課税の特例の対象となる事業年度の開始の日 年 月 日

2 実績報告の対象期間 年 月 日～ 年 月 日

3 認定事業割合及び法人府民税均等割の軽減措置適用の可否

認定事業割合	/
法人府民税均等割の軽減措置適用	可 ・ 否

4 事業計画に関する事項

事業計画認定年月日・番号	年 月 日・
事業計画変更認定年月日・番号	年 月 日・
事業開始確認年月日・番号	年 月 日・

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

認定事業廃止等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
名 称
代表者の氏名

大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 廃止又は全部譲渡の予定年月日 年 月 日

2 廃止又は全部譲渡の理由

3 全部譲渡の場合の譲渡先の法人

住所	
名称及び 代表者の氏名	

4 事業計画認定年月日・番号 年 月 日・

認定事業休止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
名 称
代表者の氏名

大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 休止年月日 年 月 日
(再開予定年月日 年 月 日)
- 2 休止の理由
- 3 事業計画認定年月日・番号 年 月 日・

様式第10号（第8条関係）

認定事業再開届出書

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
名 称
代表者の氏名

大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 再開年月日 年 月 日
(休止年月日 年 月 日)

2 事業計画認定年月日・番号 年 月 日・

(表)

写 真	身分証明書	第 号
		所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第 9 条第 1 項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明する。</p>		
	発行年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日
	大阪府知事	<input type="checkbox"/> 印

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例 (抜粋)

(立入調査等)

第 9 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該認定法人の事務所等その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第13号（第10条関係）

金融系外国企業等の法人府民税・法人事業税の課税の特例の適用に関する申立書

年 月 日

大阪府 府税事務所長 様

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日から 年 月 日までの事業年度について、大阪府金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税の課税の特例に関する条例第12条各号及び第15条各号に掲げる場合のいずれにも該当しないことを申し立てます。